

京都市告示第151号

地方税法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき
固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、同条第2項の規定に
より告示します。

平成17年4月1日

京都市伏見区長 水 田 雅 博

(伏見区役所区民部固定資産税課、

伏見区役所深草支所区民部課税課

及び伏見区役所醍醐支所区民部課税課)